

議案第56号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約(昭和 43 年兵庫県指令地第 1655 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 2 以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号」を「神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 (町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市の議会議員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市の議会議員を除く。）</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号</u>に置く。</p> <p>第5条以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号</u>に置く。</p> <p>第5条以下 略</p>	

